

国際商工会議所、「トルコにおける知的財産の促進と保護」と題する報告書を公表

2011年9月21日
JETRO デュッセルドルフ事務所

国際商工会議所（ICC: International Chamber of Commerce）は、「トルコにおける知的財産の促進と保護（Promoting and Protecting Intellectual Property in Turkey）」と題する2011年9月付の報告書を公表した。

トルコにおいては、知的財産関連の法整備、知財犯罪に対するエンフォースメント、知的財産権専門裁判所の設立、公衆への普及啓蒙等の改善が進んでいるものの、依然として解決すべき多くの課題が残されているという認識のもと、ICCの模倣品および海賊版対策のためのイニシアチブであるBASCAP（Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy）が、本報告書においてトルコの法制面および政策面からの提言を行っている。提言の概要は次のとおり。

特に、5については、トルコ憲法裁判所が罰刑法定主義の原則から法令に定められた刑事罰が憲法違反であるとの判決を下した後、知財関連法令の整備に遅延が生じたことに伴い、権利侵害に対して刑事罰が適用されない空白期間が生じた問題にも言及し、早急な対応を求めている。

<法制面の提言>

1. 職権による法的措置の拡張および簡素化
2. インターネット上の侵害に対する法的措置の改善
3. WIPO条約の完全な実施
4. 民事のエンフォースメント手続の改善および促進
5. 刑事の知的財産法および手続における不備への対処
6. 国境のエンフォースメントの改善

<政策面の提言>

7. 模倣品および海賊版に対処する際の、警察、税関、裁判所を含むエンフォースメント機関の間での協力の改善
8. トルコの政府機関、権利者団体およびその他の利害関係者の間での効果的な対話および協力の確立
9. 知財関連の行政および技術的な能力構築の強化
10. 模倣品および海賊版、またそれに関連する経済的および社会的な悪影響についての公衆および政治の認識向上

— 報告書の本文は、以下参照 —

[Promoting and Protecting Intellectual Property in Turkey \(PDF\)](#)

— 報告書の要旨は、以下参照 —

[Executive Summary \(PDF\)](#)

(以上)